

# 幌別町政だより

発行所 幌別町役場  
編集人 宗助 田前  
印刷所 札幌市豊平4條2丁目 市川印刷所  
電話 4087番

## 棄権は危険だ

### 皆んなもれなく四つの選挙

最高裁判所裁判官国民審査投票  
代理投票は今まで通り  
北海道教育委員会選挙  
幌別町教育委員会選挙

國の政治を良くする事も悪くする事も、この手に握られたの使い方によつて決せられます。棄権は危険です。良い政治を行なはせる為には清い投票をしようでわありません。来る十月一日には衆議院議員選挙

最高裁判所裁判官国民審査投票  
時間はいずれも午前七時から午後六時まで  
来る十月五日には北海道教育委員会選挙  
代理投票は今まで通り  
選挙人が身体故障(手)がけして字が書けない等の場合(または読み書きが出来ないもの(候補者の名前を知っているが更けない場合)はその投票所で投票管理者に申出ると投票することが出来ます。

# この一票が政治をさめ

## こんな投票は無効です

せつかく投票所に出かけて投票したのに、その投票が無効になるのは次のようなものですから注意しましょう。

イ、正規の投票用紙を用いていないもの。  
ロ、候補者でない人の氏名を書いたもの。  
ハ、一票中に二人以上の候補者の氏名を書いたもの。  
ニ、候補者の氏名のほか他事を書いたもの(職業、身分、敬稱、住所を書いたものは有効です)。  
ホ、型紙や印をつかつたもの。

## 独立の門出

### へ違反のない選挙

教育が不審な支配を受けるという事は、選挙の時々の我々の情勢を考慮して見ても、かゝる通り絶対に排斥しなくてはならない事です。文化國家を建設する為には、民主主義を本當に達成せしめる為には教育は私達の手によつて行なはしめなければなりません。

## 教育委員会の任務

教育の議員 町長選挙

教育が不審な支配を受けるという事は、選挙の時々の我々の情勢を考慮して見ても、かゝる通り絶対に排斥しなくてはならない事です。文化國家を建設する為には、民主主義を本當に達成せしめる為には教育は私達の手によつて行なはしめなければなりません。

1. 学校の他教育機関の設置、管理  
2. 教育の用に供する財産の取得管理  
3. 教科書、教具の取扱と採擇  
4. 教員の任免  
5. 教育の研修  
6. あらゆる教育に關しての仕事を執行するが、但し町の教育委員会は、教員の免許の授与の権限は出来ません。

## 不在投票

## 国民審査

投票はこうして

この場合今迄は自宅で投票が出来ましたが、法が改正になつた為指定の場所に行つて書かなくてはならぬようになりました。従つてどうして指定の場所に来る事が出来ない場合は投票出来ない事になります。

最高裁判所裁判官国民審査投票は十月一日の衆議院議員選挙と同時に投票することになりました。

この投票は記号式投票であり、その名の通り欄に「X」を打つて下さい。

○投票用紙には裁判官の氏名が印刷してあります。  
○やめさせた方がよいと思ふ名の上欄に「X」印を書き下して下さい。  
○やめさせなくてもよいと思ふ裁判官については何も書かないで下さい。  
○点字による投票の記載方法  
○やめさせた方がよいと思ふ裁判官の氏名を自ら記載します。

投票用紙の様式(表)

○注意

一、やめさせた方がよいと思ふ裁判官については、その名の欄に「X」を打つて下さい。  
二、やめさせなくてもよいと思ふ裁判官については何も書かないこと。

裁判官の名	欄
甲野 一郎	X
乙野 二郎	X
丙野 三郎	X
丁野 四郎	X
甲山 五郎	X

## 選挙の入場券

選挙の入場券は来る二十五日頃までに皆様の御手元まで配付の予定です。配付に出来ない場合は支所、役場へお申出下さい。

## 投票所は十カ所設置

○第一投票所 幌別町役場(本町、川上、千歳、来馬、但し富士鉄社を除く)  
○第十投票所 幌別中学校(富野、上野別)

三木 鶏郎  
作詞・作曲

(一) 半えり 一本道ふにも  
これは 派手すぎ これは地味  
ためつ すがめつ かきまわし  
店を出るまで 一時間オヤ  
(R) なのに 大事な せんきよには  
いとも あつさり きめちまう  
あら カンタンね

(二) オール 二十で ベル がるる  
パチンコ台は どれかなと  
ゆきつ 戻りつ 血眼で  
銀のパラ玉 汗が出る  
(R) なのに 大事な せんきよには  
いとも あつさり きめちまう  
あら カンタンね

(三) 村のまつりに 盆おどり  
ひく手 さす手の 品定め  
おどり 上手は どの娘  
あれか これかで 誰か更ける  
(R) なのに 大事な せんきよには  
いとも あつさり きめちまう  
あら カンタンね

(四) 町の明るい 喫茶店  
紅茶 コーヒー ソーダ水  
それとも ケーキか 果物か  
献立ながめて 思案頭  
(R) なのに 大事な せんきよには  
いとも あつさり きめちまう  
あら カンタンね

(五) こんどの 楽しい 秋休みに  
映画か 芝居か レビニーか  
それとも 温泉 ハイキング  
新聞ながめて 泡とぼす  
(R) なのに 大事な せんきよには  
いとも あつさり きめちまう  
あら カンタンね

## 立會演説會日程

九月二十六日午後六時から  
九月二十七日午後六時から  
九月二十七日午後九時十分まで  
九月二十七日午後九時十分まで

## 補充名簿調製期日迫る

こんどの選挙に投票できる人は選挙人名簿に登録されていなければなりません。次のことをよく注意の上、新しい有権者は遅れなく申請して下さい。

申請書は各支所、役場にあります。

一、申請する人  
昭和七年九月十三日まで  
昭和七年九月十三日まで  
昭和七年九月十三日まで

色刷て區分の  
投票用紙  
今後行なはれる選挙は無効投票をなくする為、色刷りて區分してありますから注意して下さい。

# 役場機構大改革

## 人材適所に配置

町長施政方針に基く役場機構の改革と、これに伴う異動が九月十日附を以て発令を見たが、この内容は次の通りである。

**戸籍室**  
民生課より独立して戸籍課となり教育が(増)

**産婆課**  
農林、畜産、水産、商工、観光、統計の六係  
(水産、統計の二係増加)

**土木課**  
事務、土木、建築、都市計畫の四係  
(建築係が増)

**民生課**  
社会、国民健康保険、衛生

**戸籍係長** 前川 敏雄  
**国民健康保険係長** 日野岡 繁  
**教育係長** 後藤 四郎  
**農林係長** 尾野 謙也  
**畜産係長** 高橋 二男  
**水産係長** 阿曾 幸作  
**商工係長** 築地 豊  
**観光係長** 産業課長兼任  
**統計係長** 産業課長兼任  
**事務建築係長** 土木課長兼任  
**土木係長** 山川 幸市  
**都市計畫係長** 永井 謙二  
**戸籍係長** 入田亀二郎  
**登記支所長** 松村信太郎  
が任命されこれによる係十九名の異動が發令された。

## こんな選挙

### 運動は出来ません

- △選挙運動の禁止事項  
1. 前記運動(候補者の肩出以前の選挙運動禁止) 休憩所その他これに類する設備
2. 選挙事務関係者の選挙運動(選挙事務関係者、開票管理者選挙長及び選挙分會長等)
3. 特定公員の選挙運動(教育者の地位利用の選挙運動(幼学校の児童、生徒および学生に対する教育上の地位利用の選挙運動) 未成年者の選挙運動(年令満二十歳未満の者は選挙運動をすることができない)
4. 戸別訪問
5. 署名運動
6. 飲食物の提供(湯茶を除く)
7. 気勢を収める行為(選挙運動のため、自動車運搬または隊伍を組んで往來するなど)
8. 特定建物および施設における演説(特に定められた外は、一國、地方公共団体、日本國有鉄道、日本専賣公社または日本電信電話公社の所有または管理する建物)
9. 2. 汽車、電車、乗合自動車、船舶(特定の場合を除く) 選挙目あての新
10. 除く) および停車場その他鉄道地内
11. 病院診療所その他の療養施設
12. 法定の立會演説會および個人演説會以外の演説會
13. 法定以外の選挙放送(選挙当日の選挙運動(原則))
14. 選挙用はがき以外の文書、圖画の頒布、立札
15. 所定のポスター、立札
16. ちようちんおよび看板類以外の文書圖画の掲示
17. アドバルン、ネオン、電光による表示、スライ
18. ドその他の方法による映寫等の類の禁止
19. 著述、演説等の廣告名義をもつてする文書圖画の頒布または掲示
20. 年賀状、見舞状その他挨拶状の選挙区内の頒布、または掲示
21. 夜間(午後九時から翌日午前六時)の街頭演説および連呼行爲
22. 通常はがき、特殊乗車券、ガソリン、用紙等の他人への譲渡
23. 選挙期日後の當落に関する挨拶行
24. 候補者が選挙区内の者に選挙目あての新

町民の皆様  
まにお願い  
来る十月一日、五日にはお承知の通り、四つの選挙が行なわれます。その前日、当日翌日と、選挙委員を以つてこれに當るべき御座います。九月三十日まで、十月六日まで、一週間に亘つてお説教をお掛け致します。何卒御協力下さる様、御座いますようお願いを申し上げます。右の方はそれ以前にお済み下さる上、うに重ねてお願い致します。

十日  
十一日  
十二日  
十三日  
十四日  
十五日  
十六日  
十七日  
十八日  
十九日  
二十日  
二十一日  
二十二日  
二十三日  
二十四日  
二十五日  
二十六日  
二十七日  
二十八日  
二十九日  
三十日

### 計量器定期検査

計量器の定期検査が左記に上り實施されることに決定したので御知らせいたします。未受検等のないよう注意して下さい。九月九日発行の町政たよりに記載のとおりです。

### 選挙くせものこわいもの

三木鶏郎 作詩・作曲

- (一) 雨のふる日に、長靴でおえらい、お方が、たくたくとちつぽけ、間借りの、ボクン家へ泥んこ道を、いとやせぬ、ちよいと、なまけに、ほだされていつも、その手で、だまされる選挙くせもの、こわいもの
- (二) かごで、ゆくの、お軽ぢやないか、わたしが、買られて、ゆくわいな娘の身賣りは、可愛いそう、と涙を、ながすにや、常らない、われと、我身を、賣る人が、ほかに、沢山、いるじやげな選挙くせもの、こわいもの
- (三) 好きな、お方は、びんぼうで、いやな、オヤジにや、金がある、ダイヤモンドに、目がくらみ、その手に、落ちたが、身の破滅、真一お宮、ばかりじや、ない、こんな、悲劇は、ザラにある、選挙くせもの、こわいもの
- (四) 満員電車に、すしずめの、よこを通つて、く、自家用車、質屋に通う、人もありや、符合通いの、人もある、あの時、一票、買らなけりや、こうした、歎きは、あるまいに、選挙くせもの、こわいもの
- (五) オヤジ辛党、サケが、すき、ムスユ甘党、菓子が好き、それぞれ、好みがある、うもの、ムリに、合わせや、身の毒よ、親子、親類、夫妻、右にならへにや、及ばない、選挙くせもの、こわいもの
- (六) エントツ、よりも、月よりも、物價、税金、高くなり、安いは、給料、ばかりだと、青筋立てるにや、及ばない、お金で、一票、買つたとき、もうそのことは、きまつてた、選挙くせもの、こわいもの
- (七) 狭い日本に、八千万、親子八人、四疊半、呼吸も、出来ない、不自由さ、物も言えない、不自由さ、もしも、僕等が、投票を、買らなけりや、自由になつたのに、選挙くせもの、こわいもの

